

# 貯金保険機構中期業務目標(令和元～3年度)

施行 平成 31 年 4 月 1 日

改正 令和 3 年 6 月 18 日

## 1. 貯金保険制度と貯金保険機構の使命

(1)貯金保険制度は、農水産業協同組合(以下「組合」という。)が、貯金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金の支払と貯金等債権の買取りを行うほか、経営困難組合に関し、合併等に対する資金援助、管理人による管理、金融危機に対応するための措置等を行う制度である。

(2)貯金保険機構は、同制度の運営主体として、農水産業協同組合貯金保険法(以下「貯金保険法」という。)に基づき昭和 48 年 9 月に設立された認可法人であり、「貯金者等の保護及び経営困難組合に係る資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資する。」という貯金保険法の目的を達成するため、同制度を適切に運用すること等を使命としている。

(3)また、当分の間、東日本大震災への対応として、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(以下「事業者再生支援機構法」という。)に基づく株式会社東日本大震災事業者再生支援機構(以下「事業者再生支援機構」という。)への出資等の適切な措置を講ずることにより信用秩序の維持に資することとしている。

## 2. 貯金保険機構を取り巻く環境と当面の課題等

(1)貯金保険制度の対象となる組合は、一般の金融機関と異なり信用事業以外に経済、共済事業等も兼業する総合事業体であること、近年の合併等の進展により組合規模が拡大していること等から破綻処理の困難さが増大している。また、平成 30 年 9 月以降、貯金保険料率に関する検討会を設置し、複数回にわたる議論を重ね、責任準備金の積立目標額、積立期間及び保険料率について取りまとめが行われたが、その際、①貯金保険事故の発生状況、②公認会計士監査の結果、③貯金の動向、④農林中金の資金運用環境を含めた JAバンクの今後の健全性などについて、3 年間毎年検証することとなった。加えて、農協においては農業所得の向上に向けた各種の改革等に取り組んでおり、これらの動向や金融経済情勢等の組合を取り巻く環境に注視する必要がある。

る。

(2)このような状況の下、当機構は、系統金融システムにおける公的セーフティネットとして、貯金者等の保護を図るため、民事再生法等を活用するとともに、貯金保険法等の改正や行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「マイナンバー法」という。)に基づくマイナンバーの利用開始を踏まえたより適切な破綻処理スキームを確立していく必要がある。また、万一、組合の破綻が発生した場合の管理人業務を適切に実施するための態勢整備及び貯金者データ整備の改善等に努めるとともに、保有する情報のセキュリティの強化を図っていく必要がある。

加えて、令和3年6月に貯金保険法が改正され、金融システムの安定を図るための農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置が導入されることから、当該措置における業務の実施に係る実務面の検討や態勢整備にも取り組んでいく必要がある。

(3)なお、当機構は定員が20名弱の小規模組織であり、組合破綻時の管理人業務を遂行するに当たっては、系統機関等からの応援要員の確保が前提になっていること等から、破綻処理を迅速かつ的確に行うためには、システム対応、立入検査等の更なる充実・強化に加え、正確な人格判定等適正な貯金者データ整備を実施しさらに、系統機関等の職員を含めた事務処理能力の向上や、系統機関や行政との緊密な連携が極めて重要な課題となっている。

(4)また、近年、組合の破綻事例は発生していないものの、当機構の使命である、貯金者等の保護や経営困難組合にかかる資金決済の確保を図り、信用秩序の維持に資するという公的セーフティネットとしての役割を果たしていくことや、貯金保険料率に係る議論に必要な資料を提供するため、他国の例を含めた調査・研究等を行う必要がある。

(5)更に、東日本大震災による影響への対応を引き続き行う必要がある。

### 3. 中期業務目標(令和元～3年度)

貯金保険機構は、上記の課題等を踏まえた中期的な業務指針として、以下のとおり、令和元～3年度における「中期業務目標」を定めるものとする。

なお、当該目標期間中に変更すべき事情等が生じた場合には、随時見直しを行うものとする。

- ① より適切な破綻処理スキーム確立をするとともに、系統機関との連携を重視した破綻処理態勢の整備・強化に努める。  
貯金保険法の改正法の施行に向けて、関係当局等と連携しつつ所要の検討等を行う。
- ② 迅速かつ的確な破綻処理に資するため、マイナンバー法等への対応を含めた基幹システムの充実・強化を図るとともに、情報セキュリティの強化に努める。
- ③ 貯金等に関するデータ整備を促進するため、系統機関や行政庁との連携強化、立入検査の充実・強化を図るとともに、貯金者データ整備説明会の実施や、組合における手順書等の整備を推進する。
- ④ 組合の破綻時における事務処理能力の向上等を図るため、当機構職員のみならず、系統機関職員等の管理人団候補者に対する研修・説明会を実施するとともに、システム処理のシミュレーションテストを含めた実地訓練等の充実に努める。
- ⑤ 貯金保険制度の検討に資するため、海外の諸制度を含めた調査・研究等を行う。
- ⑥ 貯金保険制度及び貯金保険機構の業務に関する広報に努める。
- ⑦ 責任準備金目標額の確実な達成に努めるとともに、責任準備金の積立目標額及び保険料率の妥当性について、系統信用事業を取り巻く環境や金融経済情勢の変化等を踏まえ、必要な検討を行う。
- ⑧ 責任準備金見合資産の安全かつ効率的な運用・管理に努める。
- ⑨ 東日本大震災に関する事業者再生支援機構法に係る機構の特例業務に関して、事業者再生支援機構、関係当局等の間で適切に対応する。

#### 4. 各年度における業務運営方針

貯金保険機構は、上記の「中期業務目標」及び前年度までの業務実績等を踏まえ、毎年、当該年度の「業務運営方針」を策定するものとする。